

11月は  
25日

## 第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

緊急時に本人が「緊急通報装置(写真)」の通報ボタンを押したり、一定時間応答がない場合に受信センターに通報され、出動員が駆け付けて安否を確認する「見守りサービス」の利用料を助成しています。

貸貸住宅への入居が難しい高齢の方を支援し、貸し主・借り主双方の不安を解消します。

### ◎取り扱い事務

**【開設場所】**区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)  
**【開設時間】**午前9時~午後5時

東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する、安否の確認や緊急時の対応サービスです。

緊急通報装置と生活リズムを感じするセンサーを

### ●見守りサービスとは

東京都防災・建築まちづくりセンターと「見守りサービス」の利用契約をし、利用料を支払う



### 【助成申請の流れ】

① 東京都防災・建築まちづくりセンターと「見守りサービス」の利用契約をし、利用料を支払う

年間を限度)

② サービスの開始から30日以内に区住宅課に助成を申請

※他にも要件があります。

利用契約の前に区住宅課へお問い合わせください。

※他にも要件があります。詳しく述べてを

満たす方。▼区内の民間賃貸住

宅にお住まい、60歳以上の方

のみの世帯・障害者世帯・ひ

り親世帯のいずれか、▼緊急

連絡先(親族・知人等)がある

※他にも要件があります。詳

しくは、お問い合わせください。

※他にも要件があります。詳